令和２年８月２０日（木）１４：００～
恵庭市民会館　２階　大会議室

令和２年度　第３回恵庭市総合計画審議会

次　　第

１．開会

２．会長挨拶

３．報告

（１）第２回総合計画審議会[基本目標Ⅰ～Ⅲ]の意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・報告１

４．議事

（１）基本目標Ⅳ「人が育ち 文化育むまち」について・・・資料１(P1～)

（２）基本目標Ⅴ「地域資源・都市基盤を活かすまち」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料１(P17～)

（３）後期基本計画策定にあたって（案）・・・・・・・・・資料2(修正版)

（４）今後のスケジュールについて・・・・・・・・・・・・・資料3

５．その他

○第２回総合計画審議会［基本目標Ⅰ～Ⅲ］の意見について

報告１

意　見	取　扱　い
①まちづくり基本条例に対する理解について、小学生、中学生が学ぶ機会を設けてはどうか	令和２年度から、小学校３・４年生の副読本の中でまちづくり基本条例について掲載しております。 今後は、広報誌なども活用し、子どもや大人の方々へ周知して参ります。
②町内会活動の加入率について	町内会活動の加入率について、アパートの住民の加入促進も含め、いかに低下させずに維持していくかについては、担当課において検討しております。 引き続き町内会と連携し、活動の必要性について粘り強く周知して参ります。
③文言の修正について ○個別目標０７：助け合いいのちを大切にするまち ・「農福連携」についての記述 ○個別目標１３：来てみたいまち住んでみたいまち ・「文化活動」の追加 ・「魅力的な教育」からの視点	意見を反映することとし、文言については担当課と協議しております。

資料１

基本目標Ⅳ
人が育ち　文化育むまち

【目指すまちづくりの姿】

世代を超え、互いの活動を認め合い、コミュニケーションや連携を図りながら、郷土への愛着を育み、人が育ち文化育むまちをめざします。

目標１４　地域で育む子育て環境

目標１５　心豊かな思いやりをもった子どもの育成

目標１６　子どもの自立成長を促す学校教育

目標１７　手を取り合い　創造性を育む文化芸術

目標14　地域で育む子育て環境　【施策範囲】子育て支援

【後期基本計画の視点】

1. えにわっこ☆すこやかプランによる子育て施策の推進
2. （子どもの集う場所の）民間活力導入の検討

【SDGs・17の関連目標】

（1）現状と課題

	前期基本計画	後期基本計画
①	社会構造の変化などから、人と関わる機会が減り、コミュニケーション力を育む体験が減少しています。家庭、学校、地域等でより良い人間関係を築く上で大切なコミュニケーション力を育む取組みが求められています。	社会構造の変化などから、人と関わる機会が減り、コミュニケーション力を育む体験が減少しています。家庭、学校、地域等でより良い人間関係を築く上で大切なコミュニケーション力を育む取組みが求められています。
②	急速な少子化の進行や核家族化とともに、女性の社会進出や就労形態の変化により、保護者の保育サービスに対するニーズが多様化しています。子どもが1日の大半を過ごす、教育・保育の場は子どもの成長に重要な役割を果たしており、適切な環境整備が求められています。	少子化、核家族化の進行や地域の関係性の希薄化、育児の孤立化や児童虐待の増加など子育てを取り巻く社会環境の変化に対応した、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援体制の整備が求められます。
③	子どもの居場所づくりの推進及び学童クラブの民間活用も含めた管理運営のあり方の検討が必要となっています。	家族構成の変化や共働き世帯の増加、就労形態の多様化等により、保育ニーズは多様化し、特に0歳から2歳児の保育需要は増加しています。子どもが1日の多くの時間を過ごす、教育・保育の場は子どもの成長に重要な役割を果たしており、安心・安全な場の提供など、適切な保育環境の整備が求められています。
④		子どもの集う場所地区別整備計画に基づき、市内小学校区を単位に子どもの居場所づくりを整備してきました。多様化するニーズと課題に対応するため、運営のあり方について民間活力の導入を含めた検討が必要となっています。

（2）基本方針

	前期基本計画	後期基本計画
①	地域に根ざした子育て環境の形成を図るため、市民と行政、市民同士が積極的にコミュニケーションを図るとともに、子育て世代のニーズの把握に努めます。	市民や地域、企業、行政が一体となり、子育て世代のニーズの把握に努め、地域全体での子育て支援に取り組みます。
②	子どもの居場所づくりに向け、子どもの集う場所の整備や、民間施設を含めた保育環境の確保、ヒューマン・コミュニケーション力を育むための事業の促進に努めます。	ヒューマン・コミュニケーション力を育むための事業の促進に努めます。
③		特定教育・保育施設の定員の確保と学童クラブや子どもひろば、子育て支援センターなど子どもの居場所づくりの充実に取り組みます。
④	課題を抱える家庭への支援を図るため、関係機関の連携を図った支援体制の充実に努めます。	児童虐待や子どもの貧困など様々な課題を抱える子どもと家庭に対し、関係機関との連携の強化を図り、相談支援体制の充実に努めます。

（3）重点施策

	前期基本計画	後期基本計画
①	子どもの居場所づくりとして計画的な子どもひろば、子育て支援センター、学童クラブの整備	子どもの居場所づくりの推進と民間活力の導入の検討
②	民間施設を含めた保育環境の確保	学童クラブ及び保育園、認定こども園における待機児童の解消
③		学童クラブ支援員及び保育士等の人材確保と質の向上
④	ヒューマン・コミュニケーション力を育むための事業の促進	ヒューマン・コミュニケーション力を育むための事業の促進

（4）持続的なまちづくりの取組み

	前期基本計画	後期基本計画
①	子ども・子育て支援やヒューマン・コミュニケーション力育成の推進	ヒューマン・コミュニケーション力育成の推進
②		子育て世代のニーズの把握
③	親子が安全で安心して過ごせる居場所づくりと、相談支援体制の充実、周知	親子が安全で安心して過ごせる居場所づくりと、子育て支援サービスの充実
④	共働き家庭等の保護者が安心して働けるような子どもの居場所づくりとサービス向上に向けた取組み	共働き家庭等の保護者が安心して働ける保育等の環境整備
⑤	子育てを学ぶ機会	子育て支援に関する情報の集約と発信
⑥	ひとり親家庭等自立促進	ひとり親家庭等の自立促進と支援を要する子どもと家庭への支援

（5）わたしたちができること

	前期基本計画	後期基本計画
①	子育て支援に対する、民間事業者との協働や、高齢者などの活用による子どもの交流促進	子どもの成長や子育てに関する情報を積極的に取得し、家族が協力し子育てすること
②		地域や幼稚園・保育園等の事業所などが各々の役割を担い、子育てを支援すること
③	子育て中の従業員に対する雇用者側の職場環境づくり	子育て中の従業員に対する雇用者側の職場環境づくり

（6）成果指標

	平成26年度末	現状（令和元年度末）	目標（令和7年度）
子育て環境が整っていると思う市民の割合（市民アンケート）	61%	65%	↗
子育て世代にとって子育てに関する各種情報が入手しやすいと思う市民の割合（市民アンケート）	49%	62%	↗

（7）関連する個別計画

・えにわっこ☆すこやかプラン
・子どもの居場所づくりプラン
・「子どもの集う場所」地区別整備計画
・第4次恵庭市保育計画

目標15　心豊かな思いやりをもった子どもの育成　【施策範囲】青少年教育

【後期基本計画の視点】

1. コミュニティ・スクール（地域住民主体の生涯学習）の推進

【SDGs・17の関連目標】

（1）現状と課題

	前期基本計画	後期基本計画
①	これまで、恵庭市では将来自ら社会参加できるように青少年育成などを目的として、地域住民主体によるコミュニティスクール（2校区）、通学合宿や恵庭子ども塾、子ども会活動、ジュニアセミナー等を実施していますが、活動の拡大・展開、コーディネーター・指導者の育成、支援者の拡充、地域住民主体の運営への転換が課題となっています。	これまで、恵庭市では将来自ら社会参加できるように青少年育成などを目的として、地域住民主体によるコミュニティスクール（2校区）、通学・体験合宿や恵庭子ども塾、リーダー養成事業等を実施していますが、活動の拡大・展開、コーディネーター・指導者の育成、支援者の拡充、地域住民主体の運営への転換が課題となっています。また、市内全小中学校においてコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置が進んでいます。

（2）基本方針

	前期基本計画	後期基本計画
①	青少年の健全な育成には、多くの大人との関わりなどが不可欠であるため地域で行われている活動の拡大・展開を図る中で、地域の教育力の向上を図ります。	青少年の健全な育成には、多くの大人との関わりなどが不可欠であるため地域で行われている活動の拡大・展開を図る中で、地域の教育力の向上を図ります。
②	心豊かな子どもの育成のため、地域住民や市民団体等を主体として、生活体験や自然体験、社会体験の機会の充実や、地域活動機会の充実、読書習慣の形成等による、青少年の育成を図るとともに、指導者の育成や指導者間の連携の充実を図ります。	心豊かな子どもの育成のため、地域住民や市民団体等を主体として、生活体験や自然体験、社会体験の機会の充実や、地域活動機会の充実、読書習慣の形成等による、青少年の育成を図るとともに、指導者の育成や指導者間の連携の充実を図ります。

（3）重点施策

	前期基本計画	後期基本計画
①	体験型事業の推進	体験型事業の推進
②	読書活動による青少年の育成	読書活動による子どもの育成

（4）持続的なまちづくりの取組み

	前期基本計画	後期基本計画
①	家庭や地域の教育力向上のための、地域コーディネーター・支援者の育成と相互連携、活動支援、仕組みづくり	家庭や地域の教育力向上のための、地域コーディネーター・支援者の育成と相互連携、活動支援、仕組みづくり
②	青少年と幼児や高齢者と触れ合う世代間交流の場の創出	青少年と幼児や高齢者と触れ合う世代間交流の場の創出
③	情報モラルの向上	情報モラルの向上

（5）わたしたちができること

	前期基本計画	後期基本計画
①	地域住民相互の連携による、人材発掘と、主体的運営	地域住民相互の連携による、人材発掘と、主体的運営
②	地域の社会教育と家庭教育をつなぐための、子育て世代や地域住民の積極的な地域コミュニティへの参加、家庭と学校が一体となった道徳教育、子どもによる地域貢献の機会の創出	地域の社会教育と家庭教育をつなぐための、子育て世代や地域住民の積極的な地域コミュニティへの参加、家庭と学校が一体となった道徳教育、子どもによる地域貢献の機会の創出
③	大人の規範意識の高揚や、幼少時からの体験型事業のあり方の検討	大人の規範意識の高揚や、幼少時からの体験型事業のあり方の検討

（6）成果指標

	平成26年度末	現状（令和元年度末）	目標（令和7年度）
体験型事業箇所数	8箇所	9箇所	↗

（7）関連する個別計画

・恵庭市生涯学習基本計画
・恵庭市読書活動推進計画

目標16　子どもの自立成長を促す学校教育

【施策範囲】学校教育・高等教育機関

【後期基本計画の視点】

1. 学校給食センターの民間運営化
2. 学校施設長寿命化計画の推進

【SDGs・17の関連目標】

（1）現状と課題

	前期基本計画	後期基本計画
①	恵庭市学校教育基本方針にある「ふるさとに生き　夢と志をいだき　心豊かに　たくましく伸びる　子どもの育成」を教育理念とした学校教育と子どもの自立成長に向けた取組みを行っています。その中で、「ふるさと教育」の推進や、ICT機器の授業活用の拡大、児童生徒が安全安心に授業に取組める学校体制整備が重要となっています。	恵庭市学校教育基本方針にある「ふるさとに生き　夢と志をいだき　心豊かに　たくましく伸びる　子どもの育成」を教育理念とした学校教育と子どもの自立成長に向けた取組みを行っています。その中で、「ふるさと教育」の推進や、ICT機器の授業活用の拡大、児童生徒が安全安心に授業に取組める学校体制整備が重要となっています。
②	少子化とともに児童生徒数は減少傾向にある中、障がいのある児童生徒は増加傾向にあります。また、いじめ・不登校・ひきこもり等の行動を示す、心の悩みを持つ児童生徒に対する、未然防止策・早期発見・早期対応を行うことが重要となっています。児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細やかな支援を行うため、児童生徒の居場所となる環境整備や、学校支援員の配置などの支援体制の強化が必要となっています。	少子化とともに児童生徒数は減少傾向にある中、障がいのある児童生徒は増加傾向にあります。また、いじめ・不登校・ひきこもり等の行動を示す、心の悩みを持つ児童生徒に対する、未然防止策・早期発見・早期対応を行うことが重要となっています。児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細やかな支援を行うため、児童生徒の居場所となる環境整備や、学校支援員の配置などの支援体制の強化が必要となっています。
③	市内小中学校に専任の学校司書を配置し読書環境と学習環境の整備拡充を図ることにより、児童生徒の読書意欲が高まっています。また、通年朝読書の効果として、始業前の集中力や落ち着きなどが報告されており、今後も学校司書の継続配置や資質の向上、児童生徒の朝読書の継続等が必要です。	市内小中学校に専任の学校司書を配置し読書環境と学習環境の整備拡充を図ることにより、児童生徒の読書意欲が高まっています。また、通年朝読書の効果として、始業前の集中力や落ち着きなどが報告されており、今後も学校司書の継続配置や資質の向上、児童生徒の朝読書の継続等が必要です。

（2）基本方針

	前期基本計画	後期基本計画
①	少子化、高度情報化、国際化や価値観の多様化する社会にあって、“自ら課題を見出し解決する力”、“社会、自然等とともに生きる力”、“生涯にわたって学び続ける力”を身に付け、自立心のある子どもたちの育成をめざすため、児童生徒一人ひとりの学習を活性化する協働学習の環境整備を図り、「学力向上」に努めます。	少子化、高度情報化、国際化や価値観の多様化する社会にあって、“自ら課題を見出し解決する力”、“社会、自然等とともに生きる力”、“生涯にわたって学び続ける力”を身に付け、自立心のある子どもたちの育成をめざすため、児童生徒一人ひとりの学習を活性化する協働学習の環境整備を図り、「学力向上」に努めます。
②	一方、障がいのある児童生徒や、いじめ・不登校・ひきこもり等の行動を示す、心の悩みを持つ児童生徒のケアを充実し、一人ひとりのニーズに沿った環境整備を推進します。	一方、障がいのある児童生徒や、いじめ・不登校・ひきこもり等の行動を示す、心の悩みを持つ児童生徒のケアを充実し、一人ひとりのニーズに沿った環境整備を推進します。

（3）重点施策

	前期基本計画	後期基本計画
①	ふるさと教育の推進	ふるさと教育の推進
②	教育環境の整備促進	教育環境の整備促進

（4）持続的なまちづくりの取組み

	前期基本計画	後期基本計画
①	ふるさと教育の推進に向けた各種事業の推進	ふるさと教育の推進に向けた各種事業の推進
②	教育環境の整備促進に向けた、教育現場でのICT機器の整備や、学校施設整備計画の推進	教育環境の整備促進に向けた、教育現場でのICT機器の整備や、学校施設長寿命化計画の推進
③	特別支援教育の推進（発達障がい等にある児童生徒への支援の充実）に向けた、人材育成や、体制整備の拡充	特別支援教育の推進（発達障がい等にある児童生徒への支援の充実）に向けた、人材育成や、体制整備の拡充
④	いじめ・不登校等問題行動に対応するための、児童・生徒の相談体制の推進、適応指導教室の環境整備	いじめ・不登校等問題行動に対応するための、児童・生徒の相談体制の推進、適応指導教室の環境整備
⑤	学校図書館事業の充実に向けた、学校司書配置と読書活動の推進	学校図書館事業の充実に向けた、学校司書配置と読書活動の推進

（4）持続的なまちづくりの取組み

	前期基本計画	後期基本計画
⑥	朝読・家読の推進	朝読・家読の推進
⑦	安全安心な学校給食の提供や学校保健事業の推進	安全安心な学校給食の提供や学校保健事業の推進
⑧	高等教育機関等との連携	市内高等教育機関との連携。特に人口減少・少子高齢化社会においては、地域の教育研究機関としてだけでなく、学生等による地域活動が、まちの活性化につながる。

（5）わたしたちができること

	前期基本計画	後期基本計画
①	学校・地域・家庭が、各々役割を持って子どもの育成を図る	学校・地域・家庭が、各々役割を持って子どもの育成を図る
②	地域として、体験活動や地域活動の推進、子どもへの地域社会のルールやマナーに関する教育、安全安心なまちづくりの推進、学校活動の支援、人材協力等の役割を担うこと	地域として、体験活動や地域活動の推進、子どもへの地域社会のルールやマナーに関する教育、安全安心なまちづくりの推進、学校活動の支援、人材協力等の役割を担うこと
③	家庭として、基本的な生活習慣や、善悪の判断、礼儀・挨拶等、人とのかかわりの基本に関する教育、自立心を育てる教育、家族の愛情や温かさ、学校・地域活動に積極的な参加や協力等の役割を担うこと	家庭として、基本的な生活習慣や、善悪の判断、礼儀・挨拶等、人とのかかわりの基本に関する教育、自立心を育てる教育、家族の愛情や温かさ、学校・地域活動に積極的な参加や協力等の役割を担うこと

（6）成果指標

	平成26年度末	現状（令和元年度末）	目標（令和7年度）
ふるさと意識が高いまちだと感じる市民の割合（市民アンケート）	45%	56%	↗
児童生徒の一人当たりの図書貸出冊数	75.6冊（小学校） 20.6冊（中学校）	59.9冊（小学校） 21.7冊（中学校）	※以下の指標に変更
（追加）児童生徒用パソコン整備台数の割合	8.3%	8.7%	100%（1人につき1台）

（7）関連する個別計画

・恵庭市学校教育基本方針
・恵庭市教育大綱
・教育推進プログラム
・恵庭市教員住宅のあり方基本方針
・恵庭市学校施設長寿命化計画
・恵庭市学校給食センター整備・運営に関する基本的方向性
・恵庭市読書活動推進計画

目標17　手を取り合い創造性を育む文化芸術

【施策範囲】文化振興・文化財保護・図書館
生涯学習・文化施設・国際交流

【後期基本計画の視点】

1. 都市間交流
2. 読書活動の推進
3. 多文化共生のまちづくりの推進

【SDGs・17の関連目標】

（1）現状と課題

	前期基本計画	後期基本計画
①	恵庭市では数多くの文化芸術団体が活動を行っており、また、先人が築きあげたカリンバ遺跡など歴史的文化遺産が数多く存在し、これまで様々な文化芸術関連事業、環境整備を行ってきました。しかし、団体間の交流機会が少なく、団体同士の連携による新たな文化芸術活動の創出に結びついていない状況です。未来へ向けて、新たな発展・創造のためには、異文化・多文化交流や、国際交流も視野に入れた活動、世代間交流による次世代を担う人材の育成が必要不可欠であるほか、誰でも気軽に文化芸術活動に参画できる環境づくりが望まれます。	恵庭市では数多くの文化芸術団体が活動を行っており、また、先人が築きあげたカリンバ遺跡など歴史的文化遺産が数多く存在し、これまで様々な文化芸術関連事業、環境整備を行ってきました。しかし、団体間の交流機会が少なく、団体同士の連携による新たな文化芸術活動の創出に結びついていない状況です。未来へ向けて、新たな発展・創造のためには、異文化・多文化交流や、国際交流及び都市間交流、世代間交流による次世代を担う人材の育成が必要不可欠であるほか、誰でも気軽に文化芸術活動に参画できる環境づくりが望まれます。
②	人口減少を見据えた中で文化芸術活動の継続・発展を推進するためには、図書館や学校等の公共施設のほか民間施設も有効に活用するなど、新たな試みが必要です。	人口減少を見据えた中で文化芸術活動の継続・発展を推進するためには、図書館や学校等の公共施設のほか民間施設も有効に活用するなど、新たな試みが必要です。
③	恵庭市は、生涯各期において、いつでも・どこでも・だれでもが読書活動に親しめるよう、読書の環境づくりに力を注ぎ、市民とともに、地域ぐるみで読書のまちづくりを進めてきました。こうした読書環境や人とのつながりを次世代に引き継ぐため、「恵庭市人とまちを育む読書条例」に基づき、読書活動に関する基本的で総合的な推進計画を策定し、読書活動の推進に努めることとしています。	「恵庭市人とまちを育む読書条例」及び「恵庭市読書活動推進計画」に基づき、生涯各期において、いつでも・どこでも・だれでもが読書活動に親しめるよう、読書の環境づくりに力を注ぎ、市民とともに、地域ぐるみで読書のまちづくりを進め、社会教育のさらなる振興はもとより、ビジネスや健康、まちづくり支援などの地域の多様な課題解決に貢献する図書館づくりが望まれます。
④	「恵庭市国際化の指針」（平成18年策定）に基づき、これまでの主な国際交流の取組としては、ニュージーランド・ティマル市との姉妹都市交流（平成20年提携）や中国貴陽市との友好交流が挙げられます。今後は、より具体的な施策の検討や情報発信方法、交流内容の検討も必要となります。	「恵庭市国際化の指針」（平成18年策定、平成29年改訂）に基づき、国際交流を進めてきました。主な取組としては、ニュージーランド・ティマル市との姉妹都市交流（平成20年提携）や中国貴陽市との友好交流が挙げられます。今後は、海外都市との交流だけではなく、在住外国人との交流や多文化共生のまちづくりを推進していくことが必要です。

（2）基本方針

	前期基本計画	後期基本計画
①	世代を超え、誰もが文化芸術活動に気軽に参加できるようなコミュニティづくりを図り、活動がつながり、支えあう仕組みづくりと全市民が一体となった文化芸術の振興を行うため、学校・社会教育施設と文化芸術活動団体等との連携や、文化芸術の担い手やボランティアの育成等に努めます。特に、優れた読書環境など、創造的な取組みの推進と融合を図ります。また、恵庭市の文化芸術活動について、多様な情報提供ができる体制や相談体制の構築を行います。	世代を超え、誰もが文化芸術活動に気軽に参加できるようなコミュニティづくりを図り、活動がつながり、支えあう仕組みづくりと全市民が一体となった文化芸術の振興を行うため、学校・社会教育施設と文化芸術活動団体等との連携や、文化芸術の担い手やボランティアの育成等に努めます。また、恵庭市の文化芸術活動について、多様な情報提供ができる体制や相談体制の構築を行います。
②		市民、家庭、地域、学校及び市が一体となってより一層の読書振興を図るとともに、民間活力やICTの導入などで効果的・効率的に読書活動の推進を図ります。
③	海外都市との交流推進のため、「恵庭市国際化の指針」に基づき、具体的な取組みを促進していきます。	「恵庭市国際化の指針」に基づき、ティマル市との国際交流や多文化共生のまちづくりの事業を促進していきます。

（3）重点施策

	前期基本計画	後期基本計画
①	公共施設の活用と市民の活力を生かした文化芸術活動の推進	公共施設の活用と市民の活力を生かした文化芸術活動の推進
②	生涯を通じてだれもが文化芸術活動を行える環境づくり	生涯を通じてだれもが文化芸術活動を行える環境づくり

（4）持続的なまちづくりの取組み

	前期基本計画	後期基本計画
①	市民が主体的に取組む事業を支援し、文化芸術活動に対する相談体制の充実、人材育成、啓発、多様な情報提供ができる体制の構築	市民が主体的に取組む事業を支援し、文化芸術活動に対する相談体制の充実、人材育成、啓発、多様な情報提供ができる体制の構築
②	ブックスタート事業等をはじめとした生涯各期に応じた読書活動の推進と環境づくり、市民との協働による読書活動の推進、図書館サービスの充実	ブックスタート事業等をはじめとした生涯各期に応じた読書活動の推進と環境づくり、市民との協働による読書活動の推進、図書館サービスの充実

（4）持続的なまちづくりの取組み

	前期基本計画	後期基本計画
③	生涯学習を通じて、また障がい者等も気軽に参加できるような、文化芸術活動を行える環境づくりや文化芸術の鑑賞が行える環境づくり	生涯学習を通じて、全ての市民が気軽に参加できるような、文化芸術活動を行える環境づくりや文化芸術の鑑賞が行える環境づくり
④	民間活力による図書館・生涯学習施設等の運営方法検討	民間活力による生涯学習施設等の運営方法検討
⑤		ICTを活用した読書活動の推進
⑥	カリンバ遺跡など既知の文化財のほか、市史や副読本を活用した歴史的文化遺産の周知・啓発	カリンバ遺跡など既知の文化財のほか、市史や副読本を活用した歴史的文化遺産の周知・啓発
⑦	「恵庭市国際化の指針」に基づくティマル市との国際交流、大学等との連携による国際化の促進	「恵庭市国際化の指針」に基づくティマル市との国際交流、大学等との連携による国際化の促進

（5）わたしたちができること

	前期基本計画	後期基本計画
①	市民による各種文化芸術活動の実施と、地域や市内を越えた団体間の連携促進	市民による各種文化芸術活動の実施と、地域や市内を越えた団体間の連携促進
②	企業による文化芸術に対する後援や資金提供等の支援	企業による文化芸術に対する後援や資金提供等の支援
③	市民団体による人材育成システムの発展的運営と、人材の循環による人材育成システムの発展（「知る」から「教える」へ）	市民団体による人材育成システムの発展的運営と、人材の循環による人材育成システムの発展（「知る」から「教える」へ）
④	市民団体及び市民による読書コミュニティの創出	（削除）
⑤	生涯学習を通じた世代間交流、学校教育との連携、学校・家庭内における郷土芸能や文化遺産のふるさと教育の浸透	生涯学習を通じた世代間交流、学校教育との連携、学校・家庭内における郷土芸能や文化遺産のふるさと教育の浸透
⑥	社会教育施設への運営の協力・参画	社会教育施設への運営の協力・参画

（5）わたしたちができること

	前期基本計画	後期基本計画
⑦	国際交流の振興による異文化交流の促進・発展と、交流機会の有効活用	国際交流の振興による異文化交流の促進・発展と、交流機会の有効活用
⑧	交流体験を市民の間で伝え広めたり、その体験を基に地域の魅力の再発見	交流体験を市民の間で伝え広めたり、その体験を基に地域の魅力の再発見

（6）成果指標

	平成26年度末	現状（令和元年度末）	目標（令和7年度）
市民一人当たりの図書貸出冊数	9．35冊	8．56冊 ※新型コロナの影響により減少 【参考】H30年度　9．84冊	↗
生涯学習施設の利用者数	52万8千人	53万9千人	→

（7）関連する個別計画

・恵庭市生涯学習基本計画
・恵庭市読書活動推進計画
・史跡カリンバ遺跡整備基本計画
・恵庭市アイヌ施策推進地域計画
・恵庭市国際化の指針

『 生涯学習施設 かしわのもり 平成28年9月完成 』

基本目標Ⅴ
地域資源・都市基盤を活かすまち

【目指すまちづくりの姿】

魅力的な自然環境・住環境を次世代へつなげていくためにも、希望と活力に満ちたまちをつくっていきます。

目標１８　地域の特性を活かしたコンパクトなまちづくり

目標１９　水と緑豊かな生活空間づくり

目標２０　安全で円滑な地域交通

目標２１　安定した水供給と持続的な下水処理

目標２２　住み続けたくなるまちづくり　住まいづくり

目標２３　ごみの減量と適正な処理

目標２４　次世代へつなげる環境

目標18　地域の特性を活かしたコンパクトなまちづくり

【施策範囲】土地利用・駅周辺整備・ユニバーサルデザイン

【後期基本計画の視点】

1．駅周辺の賑わいの創出

【SDGs・17の関連目標】

（1）現状と課題

	前期基本計画	後期基本計画
①	人口減少へ向けた住み替え促進や急速な高齢化社会への対応が課題となっています。また、バリアフリー新法を受け「事業の前後・事業中での検証の定着」、「市民参加の更なる促進」などが必要となっています。	人口減少へ向けた住み替え促進や急速な高齢化社会への対応が課題となっています。また、バリアフリー新法を受け「事業の前後・事業中での検証の定着」、「市民参加の更なる促進」などが必要となっています。
②	平成23年の「都市計画マスタープラン」の見直しにより、今まで賑わいの創出等を目的に建設を制限してきた地区に対し、「福祉施設」「老人福祉施設」等の施設が建設できるようになりました。まちづくりの状況や考え方も変わってきたなかで、個々に計画を変更してきましたが、高齢化や商業圏の変化等解決できない事柄も多く、今後エリアマネジメント※等を利用し住民主体の地区のあり方の検討が必要となっています。	（削除）
③	「恵庭市都市計画マスタープラン」に示す地区の基本目標の実現に向け、地域住民自らが将来のまちの姿を描く場として、平成23年度に、恵庭・島松の2地区においてまちづくり市民委員会を設置し平成24年度に地区まちづくり構想を策定しました。	「恵庭市都市計画マスタープラン」に示す地区の基本目標の実現に向け、地域住民によるまちづくり市民委員会を設置し平成24年度に地区まちづくり構想を策定しました。今後も、この構想に基づきまちづくりを進めます。また、恵み野地区駅周辺商店街や地域景観の維持保全等に向け、地域住民と共に今後の方向性、考え方等を検討する必要があります。
④	恵庭駅周辺は、土地区画整理事業と市街地再開発事業との一体的施行により整備を進め、核となる再開発ビル「いざりえ」とそれをつなぐ空中歩廊の完成により、駅中心のバリアフリー化を進めてきました。今後も区画整理による道路整備を行うことにより、一層のバリアフリー化を行っていきます。	恵庭駅周辺で実施した土地区画整理事業と再開発事業の一体施行、さらには公民複合施設「えにあす」により、駅中心のまちづくり、バリアフリー化などを進めてきました。今後は土地区画整理事業の清算事務を行っていきます。 引き続き、駅通りや「えにあす」周辺、さらには「ふるさと公園」などにおける生活利便機能や集客機能の創出・集約など活性化のための事業を進めると共に、PPPや「エリアマネジメント(※)」によるまちづくりについて検討を進めていきます。

（1）現状と課題（続き）

	前期基本計画	後期基本計画
※	※　エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。	※　エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。
⑤	島松駅周辺は、恵庭駅、恵み野駅と比べ、駅のバリアフリー化が遅れているとともに、公共施設の老朽化、商店街の空き店舗、空き地化の進行などが見られます。「島松地区まちづくり構想」（平成24年度　島松地区まちづくり市民委員会）実現に向けた各種施設整備、地域活性化が課題となっています。	島松駅周辺は、恵庭駅、恵み野駅と比べ、駅のバリアフリー化が遅れており、早期の対応が求められているとともに、公共施設の老朽化、商店街の空き店舗、空き地化の進行などが見られ、駅周辺の利便性の向上が課題となっています。「島松地区まちづくり構想」（平成24年度　島松地区まちづくり市民委員会）実現に向けた各種施設整備、地域活性化が課題となっています。

（2）基本方針

	前期基本計画	後期基本計画
①	地域特性や時代や世代のニーズにマッチした計画とするため、住民・事業者・地権者の意見を尊重し、地域の特色を活かした市街地整備と、安全安心な都市機能の整備を推進していきます。	地域特性、時代、世代のニーズにマッチした計画とするため、住民・事業者・地権者の意見を尊重し、地域の特色を活かした市街地整備と、安全安心な都市機能の整備を推進していきます。
②	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画は、都市の現況、市街化動向及び人口・産業の発展動向を勘案し、引き続き区域区分を定めるとともに、今後も農林業との調整を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていきます。また、提案制度の活用も含め、地区計画の見直しを行っていきます。	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画は、都市の現況、市街化動向及び人口・産業の発展動向を勘案し、引き続き区域区分を定めるとともに、今後も農林業との調整を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていきます。また、提案制度の活用も含め、都市計画の適切な対応を進めていきます。
③	恵庭駅については、利便性を生かした都市機能集約と都市基盤整備を推進し、安全安心に暮らせる、駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めます。	恵庭駅については、利便性を生かした都市機能集約と都市基盤整備を推進し、安全安心に暮らせる、駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めます。
④	島松駅周辺については、駅周辺のバリアフリー化、都市機能の集約を図り、「人にやさしいまち島松」（都市計画マスタープラン）をめざします。	島松駅周辺については、駅周辺のバリアフリー化および安全で円滑な移動経路の確保により、駅周辺の利便性の向上を図ると共に、都市機能の集約について検討を行います。
⑤	まちづくり構想の推進に向け、「地域における良好な環境」「地域の価値」の向上・維持管理・運営のため、住民・利用者・事業者等が主体的に取り組む仕組みづくりをめざし、そのために行政がすべきこと・できることを検討・推進します。	地域別に策定されたまちづくり構想の推進に向け、「地域における良好な環境」「地域の価値」の向上・維持管理・運営のため、住民・利用者・事業者等が主体的に取り組む仕組みづくりをめざし、そのために行政がすべきこと・できることを検討・推進します。

（3）重点施策

	前期基本計画	後期基本計画
①	駅周辺のまちづくり 地域の特色を活かした「エリアマネジメント」の推進	駅周辺のまちづくり 地域の特色を活かした「エリアマネジメント」の推進

（4）持続的なまちづくりの取組み

	前期基本計画	後期基本計画
①	コンパクトなまちづくりに向けた、都市計画マスタープランの見直しや提案制度を用いた地区計画の見直し	JR3駅を中心とした「集約型都市構造」の形成、「歩いて暮らせるまちづくり」の推進、コンパクトなまちづくりに向けた、都市計画マスタープランの見直し
②	駅周辺のまちづくりについての、恵庭駅西口土地区画整理事業、島松駅周辺整備事業等のハード整備と、エリアマネジメントや公共施設マネジメント等のまちづくりのあり方の検討、社会実験の活動支援、普及啓発、まちづくりの担い手拡大などのソフト整備の実施	駅周辺のまちづくりについて、公共施設マネジメントやPPP等の導入による施設整備やソフト事業の検討、地域主体のまちづくりの担い手による活動支援などの実施
③	バリアフリーの推進のための、バリアフリーに係るソフト事業や市民参加の促進、恵庭市バリアフリー基本構想・特定事業計画の適宜見直し	恵庭市バリアフリー基本構想・特定事業計画の適宜見直し

（5）わたしたちができること

	前期基本計画	後期基本計画
①	市民まちづくり活動への参加	市民まちづくり活動への参加
②	エリアマネジメントに向けた人材発育	エリアマネジメントに向けた人材発育

（6）成果指標

	平成26年度末	現状（令和元年度末）	目標（令和7年度）
最寄の駅周辺に賑わいがあると感じている市民の割合（市民アンケート）	15%	20%	↗

（7）関連する個別計画

・恵庭市都市計画マスタープラン　・恵庭駅西口土地区画整理事業計画　・島松駅前広場基本計画　・恵庭市バリアフリー基本構想
・恵庭市バリアフリー特定事業計画

目標19　水と緑豊かな生活空間づくり

【施策範囲】公園緑地・河川・景観・墓園・基地対策事業

【後期基本計画の視点】

1. 墓園の修繕及び整備
2. 自転車活用計画の策定

【SDGs・17の関連目標】

（1）現状と課題

	前期基本計画	後期基本計画
①	「恵庭市緑の基本計画（平成25年版）」を策定し、緑地の持つ様々な機能を踏まえつつ、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観」の4つの系統と「生物多様性確保」の観点からなる緑地配置を計画しました。今後「生物多様性」で定めた目標種のモニタリングなど、計画の検証も含めた推進手法の検討が必要となっています。	「恵庭市緑の基本計画（令和3年版）」を策定し、緑地の持つ様々な機能を踏まえつつ、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観」の4つの系統と「生物多様性確保」の観点からなる緑地配置を計画しました。今後「生物多様性」で定めた目標種のモニタリングなど、計画の検証も含めた推進手法の検討が必要となっています。
②	恵庭市の公園・緑地については、今後も市民生活に潤いを与え、快適で美しい都市環境の形成が重要である一方で、公園施設の老朽化により、危険な施設の使用停止、撤去が進み、公園の魅力低下が懸念されていることや、少子高齢化に伴う公園利用者の高齢化により、従来の子どもを対象とした公園づくりが利用実態に合わなくなっていることが課題となっています。	恵庭市の公園・緑地については、今後も市民生活に潤いを与え、快適で美しい都市環境の形成が重要である一方で、公園施設の老朽化により、危険な施設の使用停止、撤去が進み、公園の魅力低下が懸念されていることや、少子高齢化に伴う公園利用者の高齢化により、従来の子どもを対象とした公園づくりが利用実態に合わなくなっていることが課題となっています。
③	千歳川の中下流部は、広大な低平地が広がっていることから、洪水時には破堤の危険性が高く、雨水排水が十分にできないなどの水害が起きやすい状況が想定されますが、堤防強化の進捗率が低い状況となっています。	千歳川の中下流部は、広大な低平地が広がっていることから、洪水時には破堤の危険性が高く、雨水排水が十分にできないなどの水害が起きやすい状況が想定されますが、堤防強化の進捗率が低い状況となっています。
④	現在「恵庭市景観形成基本計画」における基本方針・指針の第一段階である「景観形成の意識向上・啓発」の段階にあり、今後新設される建築物、工作物に対し適切な指導と市民の景観を守る意識の啓発が重要となっています。	恵庭市の景観は、北海道景観条例に基づく届出制度や、恵庭市景観形成基本計画に基づき、地域の景観と調和のとれた建物や開発等となるよう指導誘導を行っています。今後は市民の景観意識の向上や、地域単位の景観づくりに向けた方策等について検討が必要です。

（1）現状と課題（続き）

	前期基本計画	後期基本計画
⑤	第3墓園は、近く貸付が満了する見込みであり、用地取得が完了した（仮称）第4墓園の整備について検討を進めています。一方、火葬場が建設後20年経過しており、また第1～第3墓園の園路等も老朽化してきており、修繕が必要となっています。	第4墓園の第1期整備造成工事を実施し、第1工区墓所の内、328区画を供用開始しており、使用許可状況に応じ残りの530区画の造成工事を実施します。一方、火葬場が建設後25年以上経過しており、老朽化した設備の改修工事を実施していきます。また、これまで第1～第3墓園の老朽化した設備の改修工事を実施しており、今後必要に応じて修繕等の対応を行います。
⑥	市内には3駐屯地と大演習場が所在しており、基地と共存したまちづくりを進めています。防衛施設の運用により生じる障害に対し、民生安定や防音対策、障害防止等の事業を推進し、市民生活の安定化をめざしていますが、国の補助事業による採択や予算確保が課題となっています。	市内には3駐屯地と大演習場が所在しており、基地と共存したまちづくりを進めています。防衛施設の運用により生じる障害に対し、民生安定や防音対策、障害防止等の事業を推進し、市民生活の安定化をめざしていますが、国の補助事業による採択や予算確保が課題となっています。

（2）基本方針

	前期基本計画	後期基本計画
①	恵庭の恵まれた自然環境、水資源、景観を活かした生活環境を維持していくため、適正な整備、維持管理と、今後それを守っていく景観形成の体制づくりを推進します。	北海道景観条例に基づく届出制度や、恵庭市景観形成基本計画に基づく指導誘導を進めると共に、エリアマネジメントの一環として、地域の発意によるきめの細やかな景観ルール等について検討を進めます。
②	「恵庭市花と水と緑のまちづくりプラン」を策定し、今後の公園、道路をはじめとする公共施設内の緑を、様々な形でのマネジメントを図ります。	「自転車活用計画」を策定し、環境への配慮、健康づくり、観光など幅広い自転車利用促進により、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。
③	公園や墓園関連施設について、利用者ニーズに合った整備を行うため、利用者である市民と意見交換等をし適正な整備をめざすとともに、老朽化した施設の計画的な更新・修繕事業を行っていきます。	公園や墓園関連施設について、利用者ニーズに合った整備を行うため、利用者である市民と意見交換等を行い、適正な整備をめざすとともに、老朽化した施設の計画的な更新・修繕事業を行っていきます。
④	河川は市民が集う癒しの空間であることから、千歳川河川整備計画に基づき、国、北海道、自治体、関係機関と連携した取組みを推進していくとともに、親水空間としての整備も進めていきます。	河川は市民が集う癒しの空間であることから、千歳川河川整備計画に基づき、国、北海道、自治体、関係機関と連携した取組みを推進していくとともに、親水空間としての整備も進めていきます。
⑤	基地との共存をめざし、市内3駐屯地の体制維持・強化を引き続き要請し、併せて防衛施設の設置・運用により生じる障害軽減や緩和を図る防災・防音・民生安定施策を推進し、周辺地域の生活環境向上に努めます。	基地との共存をめざし、市内3駐屯地の体制維持・強化を引き続き要請し、併せて防衛施設の設置・運用により生じる障害軽減や緩和を図る防災・防音・民生安定施策を推進し、周辺地域の生活環境向上に努めます。

（3）重点施策

	前期基本計画	後期基本計画
①	水・緑など恵庭の魅力の維持	水・緑など恵庭の魅力の維持
②	市民ニーズに対応した適正な墓所の確保	市民ニーズに対応した適正な墓所の確保
③	防衛施設周辺整備等事業の推進	防衛施設周辺整備等事業の推進

（4）持続的なまちづくりの取組み

	前期基本計画	後期基本計画
①	計画的な緑地の配置に向け、開発に対する緑地の確保や公園機能の確保	計画的な緑地の配置に向け、開発に対する緑地の確保や公園機能の確保
②	公園施設長寿命化事業に基づく公園施設維持管理や再整備	公園施設長寿命化事業に基づく公園施設維持管理や再整備
③	千歳川河川整備計画に基づく河川整備の促進に向けた、関係団体及び機関との連携による、事業促進要望活動の推進	千歳川河川整備計画に基づく河川整備の促進に向けた、関係団体及び機関との連携による、事業促進要望活動の推進
④	河川管理施設を活用した親水空間整備のための、河川愛護に関する市民団体との連携と、河川管理者との協働事業の展開	河川管理施設を活用した親水空間整備のための、河川愛護に関する市民団体との連携と、河川管理者との協働事業の展開
⑤	景観形成に向けた、景観に配慮した公共物の検討や景観モデル地区の検討、景観行政団体移行への必要性の検討	良好な景観形成に向けた、市民・事業者・市の連携
⑥	（仮称）第4墓園の新規整備と、火葬場・既存墓園の老朽化に伴う修繕等	第4墓園第1工区の残り530区画の造成工事と、火葬場・既存墓園の老朽化に伴う修繕等
⑦	防衛施設周辺の生活環境の整備	防衛施設周辺の生活環境の整備
⑧	市内3駐屯地の体制維持、強化を要請	市内3駐屯地の体制維持、強化を要請

（5）わたしたちができること

	前期基本計画	後期基本計画
①	公園及び河川に関する、維持管理、清掃活動への市民参加やきれい活動への応援	公園及び河川に関する、維持管理、清掃活動への市民参加やきれい活動への応援
②	お墓参りの際のごみや供物の持ち帰りや清掃等の墓園の適正管理	お墓参りの際のごみや供物の持ち帰りや清掃等の墓園の適正管理
③	景観意識の向上	景観意識の向上
④	自衛隊（基地）に対する理解	自衛隊（基地）に対する理解

（6）成果指標

	平成26年度末	現状（令和元年度末）	目標（令和7年度）
花づくり活動や公園・河川清掃への参加率（市民アンケート）	59%	40%	↗

（7）関連する個別計画

・公園施設長寿命化計画
・恵庭市自転車活用推進計画
・恵庭市火葬炉修繕計画
・街区公園再整備
・恵庭市第4墓園基本計画
・恵庭市景観形成基本計画
・恵庭墓園今後のあり方
・恵庭市緑の基本計画
・恵庭市第4墓園予備設計

目標20　安全で円滑な地域交通　【施策範囲】道路・公共交通

【後期基本計画の視点】

1．道路関連施設の更新・長寿命化の推進

【SDGs・17の関連目標】

（1）現状と課題

	前期基本計画	後期基本計画
①	財政状況の厳しい中、道路整備に係る今以上の経費投入は難しい状況となっています。特に、市街地における舗装整備について、一部地域で遅れが見られる一方、橋梁などの道路施設の老朽化や劣化が進んでおり、これら施設の長寿命化対策やバリアフリー整備など、修繕や再整備に係る事業が増加します。また、冬期間の道路環境について、除排雪請負業者の経営環境や、除雪従事職員の人材確保が厳しい状況にあり、除雪体制の維持・確保が厳しくなっています。	財政状況が厳しい中、道路整備に係る今以上の経費投入は難しい状況となっており、特に、市街地における舗装整備について、一部地域で遅れが見られます。一方で、当初整備から長期間が経過し、橋梁、擁壁、舗装などの道路施設や照明灯、標識などの道路付属物の老朽化や劣化が進んでおり、これら施設の点検、更新、長寿命化対策やバリアフリー整備など、修繕や再整備に係る事業が増加しています。 冬期間の道路環境について、除排雪請負業者の経営環境や、除雪従事職員の人材確保が厳しい状況にあり、除雪体制の維持・確保が厳しくなっています。
②	厳しい財政状況を踏まえ、都市計画道路見直し方針に基づいて代替路線の必要性などを検討し、都市計画変更手続きを進める必要があります。	都市計画道路はコンパクトなまちづくりを支える交通体系の確立に向け、都市計画マスタープランに基づき適切に配置し整備を進めると共に、長期未着手の都市計画道路については見直しを含めた検討が必要です。
③	市内の公共交通ネットワークはJR千歳線、民間バス路線、えにわコミュニティバス路線により恵庭・恵み野・島松の3駅、公共施設を結びつけながら構成し、コミュニティバス路線を利用できない地域については、コミュニティタクシーで補完していますが、民間バス事業者の路線廃止の懸念や、効率的なバス路線の設定と市民ニーズの高まりがあります。	市内の公共交通ネットワークはJR千歳線、民間バス路線、えにわコミュニティバス路線により恵庭・恵み野・島松の3駅、公共施設を結びつけながら構成し、コミュニティバス路線を利用できない地域については、コミュニティタクシーで補完していますが、民間バス事業者の路線廃止の懸念や、効率的なバス路線の設定と市民ニーズの高まりがあります。
④	市営駐車場については、市民サービスの向上と収支の改善に向けた効率的な管理、及び利用拡大策の検討が必要となっています。また、駐輪場については、長期駐輪自転車・放置自転車の減少及び駐輪マナーの向上が課題となっています。	市営駐車場については、市民サービスの向上と収支の改善に向けた効率的な管理、及び機器設備の更新、利用拡大策の検討が必要となっています。また、駐輪場については、長期駐輪自転車・放置自転車の減少及び駐輪マナーの向上が課題となっています。

（2）基本方針

	前期基本計画	後期基本計画
①	少子高齢化・人口減少社会に対応した、利便性の高い道路整備、公共交通ネットワークの推進を図ります。	少子高齢化・人口減少社会に対応した、利便性の高い道路整備、公共交通ネットワークの推進を図ります。
②	市民の利便性向上を図るため、将来の土地利用を見据え、円滑な自動車交通を促す道路整備の推進や、鉄道、バス等、各交通機関の特性を生かした、効果的な連携・組合せの仕組みを構築し、集約型都市構造を支える交通体系の確立、新公共交通システム※の構築に努めます。	市民の利便性向上を図るため、将来の土地利用を見据え、円滑な自動車交通を促す道路整備の推進や、鉄道、バス等、各交通機関の特性を活かした、効果的な連携・組合せの仕組みを構築し、集約型都市構造を支える交通体系の確立、新公共交通システム※の構築に努めます。
※	新公共交通システム：現在、1ルートに再編したエコバスと、郊外でのコミュニティタクシーにより公共交通事業を実施しているが、ニーズに沿った新しい交通体系へと見直した公共交通事業。	新公共交通システム：現在、1ルートに再編したエコバスと、郊外でのコミュニティタクシーにより公共交通事業を実施しているが、ニーズに沿った新しい交通体系へと見直した公共交通事業。
③	生活道路整備については、事業効果がより効果的になるように、地域間格差の解消を意識した整備計画とし、今後も舗装率100％をめざす一方で、橋梁長寿命化対策及びバリアフリー特定道路の計画的な整備をめざします。	生活道路整備については、事業効果がより効果的になるように、地域間格差の解消を意識した整備計画とし、今後も舗装率100％をめざす一方で、定期的な点検、道路・橋梁、道路付属物等の長寿命化対策、バリアフリー特定道路の計画的な整備を進め、安全・安心な道路環境の構築に取り組みます。
④	今後の道路の維持管理においては、適切な施設管理の実現のために、汎用性の高いデータシステムを構築し、情報の共有化、精度の高いデータ整備を図ります。また、雪対策・除排雪等において、市民と行政が一体となり、それぞれの役割を担う市民協働の体制により、安心して暮らせる冬の生活環境の形成をめざします。	今後の道路の維持管理においては、適切な施設管理の実現のために、汎用性の高いデータシステムを構築し、情報の共有化、精度の高いデータ整備を図ります。また、雪対策・除排雪等において、市民と行政が一体となり、それぞれの役割を担う市民協働の体制により、安心して暮らせる冬の生活環境の形成をめざします。
⑤	駐車場及び駐輪場における、利用率の向上と利用マナーの向上を図るため、適切な管理や利用拡大策を行います。	駐車場及び駐輪場における、利用率の向上と利用マナーの向上を図るため、適切な管理や利用拡大策を行います。

（3）重点施策

	前期基本計画	後期基本計画
①	除排雪の維持	除排雪の維持
②	身近な市民の足の確保　（新公共交通システムの構築）	身近な市民の足の確保　（新公共交通システムの構築）
③	橋梁耐震化など生活道路の維持	橋梁耐震化など安全な道路網の維持
④		照明灯、標識などの補修、更新による安全な道路空間の維持

（4）持続的なまちづくりの取組み

	前期基本計画	後期基本計画
①	都市計画道路の決定・変更	都市計画道路の決定・変更
②	冬期の道路環境維持に向けた、機器の更新や堆雪場所の確保、市民協働による新たなパートナーシップの排雪制度の検討	冬期の道路環境維持に向けた、機器の更新や堆雪場所の確保、市民協働による除排雪制度の検討
③	道路維持管理に向けたデータ整理と、生活道路改良舗装事業、橋梁長寿命化修繕事業、バリアフリー特定道路整備事業などの実施	道路維持管理に向けたデータ整理、定期的な道路施設の点検、生活道路改良舗装事業、舗装補修、道路付属物修繕・更新、橋梁長寿命化修繕事業、バリアフリー特定道路整備事業などの実施
④	身近な足としてのコミュニティバス及びコミュニティタクシーの運行の継続	身近な足としてのコミュニティバス及びコミュニティタクシーの運行の継続
⑤	市民駐車場の効率的な管理及び利用拡大策の検討と、駐輪場及び駅周辺の長期駐輪自転車・放置自転車対策及び駐輪場利用者マナーの向上	市民駐車場の効率的な管理及び利用拡大策の検討と、駐輪場及び駅周辺の長期駐輪自転車・放置自転車対策及び駐輪場利用者マナーの向上

（5）わたしたちができること

	前期基本計画	後期基本計画
①	道路環境維持に向けた、道路破損等の情報提供や清掃協力	道路環境維持に向けた、道路破損等の情報提供や清掃協力
②	冬期の道路環境に関する、除排雪方式への理解と、堆雪場所の提供、除排雪の障害となる違法駐車のパトロールなどといった除排雪の取組みへの協力	冬期の道路環境に関する、除排雪方式への理解と、堆雪場所の提供、除排雪の障害となる違法駐車のパトロールなどといった除排雪の取組みへの協力
③	身近な足としてのコミュニティバス・コミュニティタクシーの利用推進	身近な足としてのコミュニティバス・コミュニティタクシーの利用推進
④	駐車・駐輪マナー向上	駐車・駐輪マナー向上

（6）成果指標

	平成26年度末	現状（令和元年度末）	目標（令和7年度末）
雪対策基本計画の認知度（市民アンケート）	46%	59%	↗
公共交通（コミュニティバス・コミュニティタクシー）の利用者数	25万人	322,694人	↗

（7）関連する個別計画

・恵庭市地域公共交通総合連携計画
・恵庭市駐輪場・駐車場計画
・恵庭市雪対策基本計画
・恵庭市橋梁長寿命化修繕計画
・恵庭市橋梁耐震補強計画
・道路付属物修繕（照明）計画
・大型道路標識長寿命化修繕計画
・恵庭市幹線道路等舗装補修計画
・恵庭市鉄道横断施設管理計画
・恵庭市舗装個別施設計画
・恵庭市道路土工構造物(擁壁等)施設管理計画

目標21　安定した水供給と持続的な下水処理

【施策範囲】水道事業・下水道事業

【後期基本計画の視点】

1. 下水道施設のストックマネジメントの実施
2. 下水道資源の有効活用

【SDGs・17の関連目標】

（1）現状と課題

	前期基本計画	後期基本計画
①	恵庭市の水道は、石狩東部広域水道企業団が管理運営する漁川浄水場と千歳川浄水場の2系統からの受水により全てまかなっています。	恵庭市の水道は、石狩東部広域水道企業団が管理運営する漁川浄水場と千歳川浄水場の2系統からの受水により全てまかなっています。
②	安全で良質な水道水を安定的に供給していくため、水源の水質保全に努め、漏水防止による有収率や耐震性の向上をめざし、水道施設の整備・更新を計画的に行う必要があります。	安全で良質な水道水を安定的に供給していくため、水源の水質保全に努め、漏水防止による有収率や耐震性の向上をめざし、水道施設の整備・更新を計画的に行う必要があります。
③	公共下水道の計画処理区域（1,865.2ha）は、ほぼ整備済みであり、水洗化率は99．6％となっています。さらに農村区域における合併浄化槽の整備を実施しています。	主に市街地が対象となる公共下水道計画処理区域における下水道施設は、ほぼ整備済みの状況でありますが、公共下水道計画処理区域外の農村地区においても、合併処理浄化槽の整備を継続し、市全体として生活排水処理施設の利用による衛生的で快適な生活環境づくりに取り組む必要があります。
④	河川への汚濁負担軽減と持続的な下水処理をめざし、合流地区の分流化※や終末処理場の機器更新など下水道施設の長寿命化や耐震化を進めていく必要があります。	公共用水域である河川への汚濁負担軽減と持続的な下水処理をめざし、合流地区の分流化※や管渠の更生・更新、終末処理場の機器更新など下水道施設のストックマネジメントや耐震化を継続して実施する必要があります。
※	合流地区の分流化：家庭等雑排水の「汚水」と雨水等の「雨水」を同じ管で流した「合流地区」において、管をそれぞれ分けて流す方式とすること。	合流地区の分流化：家庭等雑排水の「汚水」と雨水等の「雨水」を同じ管で流した「合流地区」において、管をそれぞれ分けて流す方式とすること。
⑤	公営企業として健全な経営基盤の強化と計画的な事業を進めていく必要があります。また、市の防災計画と連携した応急給水対策の整備や組織体制の強化が課題となっています。	公営企業として健全な経営基盤の安定と計画的な事業を進めていく必要があります。また、市の防災計画と連携した応急給水対策の整備や組織体制の強化が課題となっています。

（2）基本方針

	前期基本計画	後期基本計画
①	公営企業として人口減少社会を見据えた効率的な事業運営をめざし、経営基盤の強化と利用者へのサービス向上に努めます。	公営企業として人口減少社会を見据えた効率的な事業運営をめざし、経営基盤の安定と利用者へのサービス向上に努めます。
②	災害に強いライフラインをめざし、事故や災害に備えた危機管理体制の強化と上下水道設備の耐震化や長寿命化事業を進めます。	災害に強いライフラインをめざし、事故や災害に備えた危機管理体制の強化とストックマネジメント、耐震化、浸水対策を進めます。
③	安全で良質な水道水源の確保と保全の維持に努めます。下水の適正処理と下水道資源の有効活用に努め、持続可能な循環型社会の構築をめざします。	安全で良質な水道水源の確保と保全の維持に努めます。下水の適正処理と下水道資源の有効活用に努め、持続可能な循環型社会の構築をめざします。

（3）重点施策

	前期基本計画	後期基本計画
①	人口減少社会を見据えた効率的な上下水道事業の運営	人口減少社会を見据えた効率的な上下水道事業の運営
②	長寿命化事業・耐震化事業・分流化事業等による、既存施設の質の改善、安定的・持続的な上下水道事業の運営	ストックマネジメント・耐震化・分流化事業等による、既存施設の質の改善、安定的・持続的な上下水道事業の運営
③		他事業者との連携・地域バイオマスの受入れ・下水道資源の有効活用等による効率的な資源・エネルギー循環の取組み。

（4）持続的なまちづくりの取組み

	前期基本計画	後期基本計画
①	水道水の安定供給に向けた、老朽化や施設機器の更新、各種水道施設の整備の検討	水道水の安定供給に向けた、老朽化や施設機器の更新、各種水道施設の整備の検討
②	民間への業務委託の検討や職員の専門知識継承による体制強化も含めた、利用者サービスの充実、安定的な経営継続の組織強化	民間への業務委託の検討や職員の専門知識継承による体制強化も含めた、利用者サービスの充実、安定的な経営継続の組織強化
③	長寿命化計画・耐震化計画等に基づく下水道施設整備事業の継続	ストックマネジメント計画・耐震化計画等の各種個別計画に基づく下水道施設整備事業の継続
④	下水終末処理場と生ごみ・し尿処理施設及び新焼却施設を含めた一体管理運営方法の調査・検討	包括的民間委託方式による下水終末処理場管理運営の検討、生ごみ・し尿処理施設を含めた一体管理運営

（5）わたしたちができること

	前期基本計画	後期基本計画
①	上下水道事業や上下水道工事への理解・協力	上下水道事業や上下水道工事への理解・協力
②	冬期間の水道凍結防止や災害時に備えた飲用水の備蓄	冬期間の水道凍結防止や災害時に備えた飲用水の備蓄
③	下水道の適正使用（油やごみを流さない等）	下水道の適正使用（油やごみを流さない等）
④	未水洗化の解消	未水洗化の解消

（6）成果指標

	平成26年度末	現状（令和元年度末）	目標（令和7年度）
水道水の安定供給に対する満足度（市民アンケート）	91%	93%	→
配水管路の耐震適合率	85%	89%	↗
合流地区分流化整備率	15%	49%	↗

（7）関連する個別計画

・恵庭市水道事業ビジョン・経営戦略　・恵庭市公共下水道事業計画　・社会資本整備総合計画(下水道)　・恵庭市水道事業管路更新計画
・恵庭市公営企業緊急貯水槽整備計画　・恵庭市下水道ビジョン(今年度策定予定)　・恵庭市公共下水道ストックマネジメント計画

目標22　住み続けたくなるまちづくり 住まいづくり

【施策範囲】公営住宅・住居表示・案内標識

【後期基本計画の視点】

1．民間活用による柏陽・恵央団地建替と余剰地の活用検討

【SDGs・17の関連目標】

（1）現状と課題

	前期基本計画	後期基本計画
①	恵庭市には平成26年度末で11団地1,162戸の市営住宅がありますが、耐用年数を経過した住宅なども見られ、公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な維持修繕、早期建替えを行うことによって、維持修繕費の縮減が必要となっています。	恵庭市には令和元度末で11団地1,162戸の市営住宅がありますが、耐用年数を経過した住宅なども見られ、公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な維持修繕、早期建替えによる維持修繕費の縮減が必要となっています。
②	今後は、少子高齢化社会や循環型社会に対応し、良好で安全な住環境及び都市環境の向上をめざし、市内の住宅全般にわたる政策を進めていく必要があります。	今後は、少子高齢化社会や循環型社会に対応し、良好で安全な住環境及び都市環境の向上をめざし、市内の住宅全般にわたる政策を進めていく必要があります。
③	市民及び来訪者等、市民生活を円滑にする「わかりやすいまちづくり」の実現のため、地元町内会と協議を行いながら住居表示を推進するとともに、公共施設誘導標識を設置し、地域住民の移動や来訪者に対して目的地までわかりやすく誘導することにより、快適な生活環境の維持が重要です。	市民及び来訪者等、市民生活を円滑にする「わかりやすいまちづくり」の実現のため、地域住民及び法人等と合意形成を図りながら住居表示を推進するとともに、公共施設誘導標識を設置し、地域住民の移動や来訪者に対して目的地までわかりやすく誘導することにより、快適な生活環境の維持が重要です。

（2）基本方針

	前期基本計画	後期基本計画
①	少子高齢化社会や循環型社会に対応した、良好で安全安心な住環境及び都市環境の向上のため、良質な居住水準の確保と市営住宅の担うべき役割を踏まえた住宅のストックや各種整備に努めていきます。	少子高齢化社会や循環型社会に対応した、良好で安全安心な住環境及び都市環境の向上のため、良質な居住水準の確保と市営住宅の担うべき役割を踏まえた住宅のストックや各種整備に努めていきます。

（3）重点施策

	前期基本計画	後期基本計画
①	民間住宅施策の取組み強化（高齢者向け住宅・子育て住宅・リフォーム・住宅流通支援など）	民間住宅施策の取組み強化（高齢者向け住宅・子育て住宅・リフォーム・住宅流通支援など）

（4）持続的なまちづくりの取組み

	前期基本計画	後期基本計画
①	恵庭市住生活基本計画の推進と見直し	恵庭市住生活基本計画の推進と見直し
②	木造住宅の耐震性能向上（地震に強い住宅づくり）、環境にやさしい住宅の普及、住宅の流通促進、多様な世帯に対応した新規の住宅流通支援（高齢者・子育て・リフォームなど）などに向けた、民間住宅施策の推進	木造住宅の耐震性能向上（地震に強い住宅づくり）、環境にやさしい住宅の普及、住宅の流通促進、多様な世帯に対応した新規の住宅流通支援（高齢者・子育て・リフォームなど）などに向けた、民間住宅施策の推進
③	恵庭市公営住宅等長寿命化計画の推進と見直しによる、公営住宅の適切な維持管理	恵庭市公営住宅等長寿命化計画の推進と見直しによる、公営住宅の適切な維持管理
④	「わかりやすいまちづくり」に向けた住居表示の推進・公共施設誘導標識の整備	「わかりやすいまちづくり」に向けた住居表示の推進・公共施設誘導標識の整備

（5）わたしたちができること

	前期基本計画	後期基本計画
①	地域単位の住情報の提供	地域単位の住情報の提供
②	空き家オーナーの安全対策（防犯・防火・庭の清掃）の徹底	空き家オーナーの安全対策（防犯・防火・庭の清掃）の徹底

（6）成果指標

	平成26年度末	現状（令和元年度末）	目標（令和7年度末）
恵庭市は住みやすいまちと感じている市民の割合（市民アンケート）	95%	92%	↗
恵庭市に住み続けたいと感じている市民の割合（市民アンケート）	90%	88%	↗

（7）関連する個別計画

・恵庭市住生活基本計画
・恵庭市公営住宅等長寿命化計画
・恵庭市耐震改修促進計画
・恵庭市住居表示基本計画
・恵庭市空家等対策計画

目標23　ごみの減量と適正な処理　【施策範囲】ごみ処理

【後期基本計画の視点】

1. 焼却処理場の完成
2. 循環型社会の構築に向けた資源利活用

【SDGs・17の関連目標】

（1）現状と課題

	前期基本計画	後期基本計画
①	旧焼却施設の休止（平成14年12月）に伴い、資源物以外の可燃・不燃ごみは最終処分場で埋立処分しており、最終処分場に負荷がかかっています。現在供用している第5期最終処分場は、平成29年頃に満杯となると想定され、供用終了に間に合わせるため、次期（第6期）最終処分場の整備を急ぐとともに、以降の新たな最終処分場用地の確保も必要となっています。	廃棄物について、ライフサイクルを通じて適正に管理することで、大気、水、土壌等の環境の保全や再生に努めるとともに、循環型社会の形成を推進すべく、資源効率性・3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する必要があります。
②	さらに、ごみの適正な処理に向け、新たな焼却施設の検討などを進めていますが、老朽化している旧焼却施設（築造後35年）やリサイクルセンター（築造後15年）など、老朽施設への対応も必要となっている状況です。	市では、焼却施設、生ごみ・し尿処理場、リサイクルセンター・旧焼却場、最終処分場と4つの施設を有し、ごみの適正処理による衛生的な生活環境の保全に努めるとともに、エネルギーの有効活用等循環型社会の構築を進めています。
③	施設整備の進行とともに応分の負担となるべく適切なごみ処理料金の設定が必要となっています。	市が所有する施設のうち、リサイクルセンター・旧焼却場、生ごみ・し尿処理場については老朽化が進んでいることから、施設の更新等、最適なごみ処理施設のあり方を検討する必要があります。また、持続可能なごみ処分のため、次期最終処分場の整備検討も同時に進める必要があります。
④	最終処分場への負荷増大に対応するため、平成24年から、可燃・不燃の他に、家庭ごみの約3割を占めている生ごみの分別収集を開始し、また、生ごみをバイオマスとして活用するために生ごみ処理施設を整備しました。生ごみは計画どおり集められており、ごみの減量化とともに発電エネルギーへの利用が図られています。また、家庭からの資源物は、安定的に収集され、今後は小型家電や古着等の資源回収も順調に推移していることから、今後もごみの減量化とリサイクル活用を進める必要があります。	さらに、これらの施設の整備・管理コストを、市民・事業者・市で適切な応分の負担となるようなごみ処理手数料の設定が必要となっています。

（2）基本方針

	前期基本計画	後期基本計画
①	環境負荷低減及び持続可能な循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政の役割分担と協働により、ごみの減量化・リサイクルを促進するとともに、ごみ処理に適正な施設整備及び施設の老朽化対策を進めていきます。	環境負荷低減及び持続可能な循環型社会を形成するため、市民・事業者・市の役割分担と協働により、ごみの減量化・リサイクルを促進するとともに、ごみ処理に必要な施設整備及び施設の老朽化対策を進めていきます。
②	ごみ量の推移を検証し、今後の適正な施設整備を進めるため、指針となるごみ処理基本計画の見直しや、次期最終処分場の基本構想の策定を行い、施設整備と合わせた適正なごみ処理料金の設定、新たな分別方法の対応及び各施設の管理運営やごみ収集体制について、最適な手法の検討を進めていきます。	ごみ量の推移を検証し、今後の施設整備を進めるため、次期最終処分場の基本構想の策定を行い、施設整備と合わせた適正なごみ処理料金の設定、新たな分別方法の対応及び各施設の管理運営やごみ収集体制について、最適な手法の検討を進めていきます。

（3）重点施策

	前期基本計画	後期基本計画
①	ごみ処理施設の建設	ごみ処理施設の整備・適正管理
②	ごみ減量化の推進	ごみ処理手数料等の適正管理
③	資源リサイクルの推進	ごみの分別・収集体系の構築

（4）持続的なまちづくりの取組み

	前期基本計画	後期基本計画
①	ごみの適正処理に向けた、最終処分場、焼却場の整備、旧焼却場の解体、リサイクルセンター更新	一般廃棄物処理基本計画の推進による生活環境の保全及び循環型社会の形成
②	ごみの減量に向けた、市民への意識啓発・情報提供と、リサイクルの拡大	最終処分場、焼却施設、生ごみ・し尿処理場、リサイクルセンターの管理によるごみの適正処理
③	新たなごみ処理基本計画（平成27年度～平成36年度）による事業展開に基づく、ごみ処理施設の運転管理、ごみ処理料金の改定、白樺旧ごみ埋立場の跡地利用検討	ごみの減量に向けた、市民・事業者への意識啓発・情報提供と、リサイクルの拡大

（5）わたしたちができること

	前期基本計画	後期基本計画
①	ごみの減量化	ごみの減量化
②	分別収集への協力	分別収集への協力
③	集団資源回収（町内会等）の推進	集団資源回収（町内会等）の推進
④	リサイクルの推進（資源物の分別、再生紙や汚泥肥料等の再生品の利用）	リサイクル・リデュース・リユースの推進（資源物の分別、再生紙や汚泥肥料等の再生品の利用）
⑤	ごみマナーの向上（ポイ捨て・不法投棄）	ごみマナーの向上（ポイ捨て・不法投棄）
⑥		食品ロスの軽減

（6）成果指標

	平成26年度末	現状（令和元年度末）	目標（令和7年度）
ごみマナー向上・リサイクル推進に対する意識度（市民アンケート）	96%	97%	→
リサイクル率	40%	36%	↗
集団資源回収量	2,322t	1,920t	※全体のごみ排出量から比べると少ないことから以下の指標に変更
（追加） ごみの実搬入量（一般廃棄物）	18,134t	17,793t	↘

（7）関連する個別計画

・恵庭市分別収集計画
・恵庭市一般廃棄物処理基本計画
・災害廃棄物処理計画

目標24　次世代へつなげる環境　【施策範囲】環境保全・エネルギー資源

【後期基本計画の視点】

1．環境政策の継続実施（普及啓発等）

【SDGs・17の関連目標】

（1）現状と課題

	前期基本計画	後期基本計画
①	「第2次環境基本計画」（平成33年度頃見直し予定）に基づき、地球温暖化防止や自然保護、公害対策等の施策を展開しています。自然保護については、ヒグマやカラス、アライグマ等の野生鳥獣やスズメバチ等の昆虫と人とのあつれきが生じるケースが増えており、状況に応じた対応が必要となっています。公害対策については、事業所の意識は高まっていますが、公害が発生してからの対応ではなく、継続的な観測体制が重要です。	「第2次環境基本計画」（令和3年度見直し予定）に基づき、地球温暖化防止や自然保護、公害対策等の施策を展開しています。自然保護については、ヒグマやカラス、アライグマ等の野生鳥獣やスズメバチ等の昆虫と人とのあつれきが生じるケースが増えており、状況に応じた対応が必要となっています。公害対策については、事業所の意識は高まっていますが、公害が発生してからの対応ではなく、継続的な観測体制が重要です。
②	平成15年に「きれいなまちづくり条例」を制定し、市民・事業者・行政がそれぞれ、ごみのポイ捨て等、散乱防止に取り組み、地域の環境美化を促進し、生活環境の向上をめざしています。ごみゼロクリーンウォーキングの活動やボランティア清掃ごみ袋の普及により、街なかでのポイ捨てごみは減少傾向にあり、また、不法投棄件数は近年減少化傾向にあります。	平成15年に「きれいなまちづくり条例」を制定し、市民・事業者・市がそれぞれ、ごみのポイ捨て等、散乱防止に取り組み、地域の環境美化を促進し、生活環境の向上をめざしています。ごみゼロクリーンウォーキングの活動やボランティア清掃ごみ袋の普及により、街なかでのポイ捨てごみは減少傾向にあり、また、不法投棄件数は近年減少化傾向にあります。
③	エネルギー問題は、平成23年の震災以降、電力のひっ迫など身近な課題となり、また太陽光やバイオマスといった再生可能エネルギーへの関心も高まりました。恵庭市でもエネルギーに関する検討組織を設立し、普及・促進等について協議を行っており、地域特性を活かし、産学官金が連携してエネルギー施策に取り組むことが必要となっています。	エネルギー問題は、平成23年・30年の震災以降、電力のひっ迫など身近な課題となり、また太陽光やバイオマスといった再生可能エネルギーへの関心も高まりました。恵庭市でも、恵庭市環境審議会において、普及・促進等について協議を行っており、地域特性を活かし、産学官金が連携してエネルギー施策に取り組むことが必要となっています。

（2）基本方針

	前期基本計画	後期基本計画
①	市民・事業者・行政が一体となり、「きれいなまちづくり」や、より良い環境を次世代に確実に引き継ぐ循環型社会の構築を図ります。	市民・事業者・行政が一体となり、「きれいなまちづくり」や、より良い環境を次世代に確実に引き継ぐ循環型社会の構築を図ります。
②	変化の早いエネルギーに関する情勢に対応し、交通システムやライフスタイルの変革などと組み合わせながら、新エネルギー・省エネルギーについての調査・研究を推進していきます。	変化の早いエネルギーに関する情勢に対応し、交通システムやライフスタイルの変革などと組み合わせながら、新エネルギー・省エネルギーについての調査・研究を推進していきます。

（3）重点施策

	前期基本計画	後期基本計画
①	地域環境美化活動への支援	地域環境美化活動への支援
②	地域に応じた自然環境の保護と管理	地域に応じた自然環境の保護と管理
③	省資源・省エネルギーの促進	省資源・省エネルギーの促進、普及啓発

（4）持続的なまちづくりの取組み

	前期基本計画	後期基本計画
①	環境保全に関する個別取組の進行管理や基本計画見直し	環境保全に関する個別取組の進行管理や基本計画見直し
②	地域、事業者との連携等による、各種活動の継続や強化、推進	地域、事業者との連携等による、各種活動の継続や強化、推進
③	子ども達への環境やエネルギー等に関する教育の推進	子ども達への環境やエネルギー等に関する教育の推進

（5）わたしたちができること

	前期基本計画	後期基本計画
①	省エネ・節電（照明・エアコン）の推進・協力や、省エネ家電製品への更新	省エネ・節電（照明・エアコン）の推進・協力や、省エネ家電製品への更新
②	地域の環境美化に向けた、環境美化推進員への協力や、ごみゼロクリーンウォーキングの推進、ゴミステーションの美化、不法投棄防止の意識向上、ボランティア清掃の推進、家庭での環境(ごみ)教育の推進やごみ分別への理解、動物飼い主のマナー向上など	地域の環境美化に向けた、環境美化推進員への協力や、ごみゼロクリーンウォーキングの推進、ゴミステーションの美化、不法投棄防止の意識向上、ボランティア清掃の推進、家庭での環境(ごみ)教育の推進やごみ分別への理解、動物飼い主のマナー向上など
③	自然環境への理解と、環境エネルギー学習への参加促進	自然環境への理解と、環境エネルギー学習への参加促進

（6）成果指標

	平成26年度末	現状（令和元年度末）	目標（令和7年度）
日常生活の中で、節電を意識している市民の割合（市民アンケート）	92%	87%	↗
集合住宅排出ごみ優良保管場所認定箇所	39件	35件	以下の指標に変更。
環境美化等推進員活動回数	130回	165回	
（追加） 家庭廃棄物不適正排出件数		531件/日	↘

（7）関連する個別計画

・恵庭市環境基本計画
・恵庭市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）
・恵庭市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）
・省エネ法中長期計画
・恵庭市公共建築物等新エネルギー・省エネルギー指針

資料２
（修正版）

後期基本計画策定にあたって（案）

１．計画策定の背景と今後の方針

恵庭市は、地域全体の総合的発展を計画的に進めることを目的とした総合計画の策定について、地方自治法第２条第４項に基づき、昭和 48 年に第１期総合計画にあたる「恵庭市総合開発計画」を策定以降、10 年毎に計画を策定してきましたが、平成 23 年には地方自治法の改正により総合計画の策定義務が廃止されました。そのため、現在の第５期総合計画は、平成 25 年度に制定したまちづくり基本条例に基づき市民、議会、行政が協働して策定した最初の総合計画であり、今回策定する後期基本計画は、元号が平成から令和に変わって最初の基本計画となります。

本市は、令和元年９月に人口７万人を突破し、日本国内でも数少ない人口増加している地方自治体ですが、同年に策定した恵庭市人口ビジョンでは令和２年度をピークに人口減少していくことを想定しており、本年３月に策定した第２期恵庭市総合戦略「ガーデンシティプラン」は、人口減少社会において急速に進む社会情勢においても高い持続性を確保するため、短・中期的な施策をまとめたものであることから、重点施策として後期基本計画にも位置付けて取り組む必要があります。

一方で、令和２年度に新型コロナウイルスの感染拡大により、わたしたちの生活様式が一変してから最初の基本計画であり、これからは、新北海道スタイルの実践によりライフスタイルやビジネススタイルを変革し、感染リスク低減と経済活動との両立に取り組んでいかなければなりません。

本市は、令和２年 11 月１日に市制施行 50 周年を迎えます。また、今秋には道と川の駅「花ロードえにわ」に、花観光だけでなく市民や花関係団体の活動の拠点となる花の拠点（愛称：はなふる）が完成し、令和４年度には北海道との共催により全国都市緑化北海道フェアの開催を計画しています。

これを一つの契機に、市内の JR 駅を中心に複合施設を整備し、「歩いて暮らせるまちづくり」をコンセプトにしたコンパクトで質の高い住環境を整えるほか、市街地に隣接する工業団地を中心とする利便性の高い職場環境づくり、花やガーデニングのまちのイメージや食などの地域資源を活かした交流人口・関係人口の増加によるガーデンツーリズム等の観光機能の更なる強化、さらには、防災、景観、環境、健康機能を付加した、居心地の良い生活空間づくりを進め、「住みやすいまち、暮らしやすいまち」であるガーデンシティを目指していきます。

我が国の少子高齢化による人口減少と世界的な新型コロナウイルス感染拡大などにより、これまでに誰も経験したことがない国際的・社会的・経済的な社会変化を迎えますが、第５期総合計画の基本構想で掲げた将来のめざすまちの姿である『花・水・緑　人がつながり　夢ふくらむまち　えにわ』の実現に向けて、後期基本計画を策定し、引き続き市民とともにまちづくりに取り組んで参ります。

2．計画の進行管理

第 5 期総合計画は、PDCA サイクルに基づく基本計画の進行管理を実施するため、24 の目標毎に「成果指標」を新たに設定し、総合計画審議会や庁内検討組織である策定委員会、幹事会において実施計画の施策や事務事業の進捗管理と併せて取組内容について検証・見直しをすることで計画の実効性を高め、効率的に推進していくこととしています。

後期基本計画では、前期基本計画で設定した成果指標の達成状況の検証結果を踏まえて見直すことにより、計画の着実な推進を図るとともに、社会情勢の変化により変更を要する場合やより具体性のある指標により目標達成に資する場合には指標の変更を行います。

また、後期基本計画については PDCA サイクルに基づき、中間年である令和 5 年度には、第 3 次実施計画の施策や事業の進捗状況を評価し、その結果を踏まえて第 4 次実施計画（計画期間：令和 6・7 年度）を策定します。

令和 7 年度には、第 4 次実施計画の進捗状況を把握し、後期基本計画の成果指標の達成状況を検証し、次期総合計画を策定します。

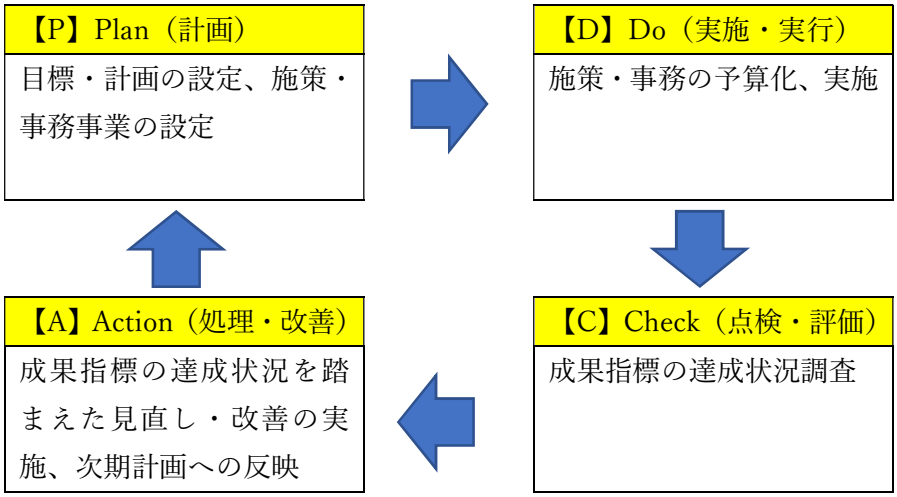

3．後期基本計画の新たな視点と施策

（1）防災・減災、国土の強靭化

我が国では、大規模災害により被害がもたらされるたびに、災害から得られた教訓を踏まえて復旧・復興を繰り返してきました。しかし、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対しインフラ整備中心の防災対策では限界があることが明らかになり、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」が制定され、今後の大規模自然災害に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが整備されてきました。

これまでの防災計画は、地震や洪水などの特定したリスクに対する対応をまとめたものですが、国土強靭化計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、災害が発生しても迅速に救助・救急、医療活動が行われるだけでなく、経済活動の機能不全の回避、必要不可欠な行政機能・情報通信機能の確保、ライフラインや交通ネットワーク等の早期復旧なども想定し、最悪の事態を起こさない強靭な仕組みづくり・地域

づくりを平時から持続的に展開していこうとするものです。

本市においては、最大震度６強の地震発生が想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが重要となっていることから、「恵庭市地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災の取組を強化してきました。

令和２年度には、本市も国及び北海道全体と連携した国土の強靭化により、今後想定される大規模自然災害から市民の生命及び財産を守り、持続的な成長を実現するため、分野別計画を重点的かつ分野横断的に連携させ、長期的な視点に立って一体的に推進する「恵庭市強靭化計画（案）」を策定します。

そのため、総合計画では、各目標の取組に対し、関連のある施策や事業について、基本計画に位置付けることにより、総合計画と市強靭化計画（案）との関係を整理しました。

（２）SDGｓ（持続可能な開発目標）・Society5.0 の推進

SDGｓとは、平成 27 年９月の国連サミットで採択された、先進国・途上国も含めた 2030 年までの長期的な開発指針であり、国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現に向けて、経済、社会及び環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

我が国においては、平成 28 年５月に SDGｓ推進本部（本部長：内閣総理大臣）を設置し、翌年度に定めたアクションプランでは、日本版 SDGｓモデルの取組の１つとして『SDGｓと連動する Society5.0 の推進』を打ち出し、IoT(Internet of Things)や人工知能（AI)、社会の変革（イノベーション）を活用した医療、福祉、教育など社会全体の未来技術の導入を推進することを目指しています。

本市の総合計画がめざす将来都市像やまちづくりの基本目標、そして各施策の方向性は、国との規模や程度とは異なるものの、SDGｓの理念に重なると考えており、総合計画を推進することが、SDGｓ達成に向けた取組を推進することにつながると考えております。

そのため、後期基本計画の各目標の取組に対し、関連する SDGｓの 17 の目標を位置付けることにより、総合計画と SDGｓとの関係を整理しました。

資料３

（４）今後のスケジュール

区分	前期基本計画・第２次実施計画　【検証】	後期基本計画【策定】	第３次実施計画【策定】
R2．4.20	【常任委員会】後期基本計画策定の考え方（案）　提出		
4.27	【担　当　課】前期基本計画の検証・後期基本計画策定　事業調書の照会（～5月末）		
5.15	【常任委員会】後期基本計画策定の考え方（案）　報告		
5.18	【幹　事　会】策定方針（案）審議		
5.25	【策定委員会】策定方針（案）審議		
6.3	【審　議　会】策定方針（案）審議、委嘱状交付、諮問		
6.17	【常任委員会】策定方針（案）報告		
7.13	【幹　事　会】前期基本計画・第２次実施計画検証、後期基本計画(素案)審議		
7.20	【策定委員会】前期基本計画・第２次実施計画検証、後期基本計画(素案)審議		
8.3～11	【担当課】第３次実施計画事業調書ヒアリング		
8.6	【審　議　会】前期基本計画検証、後期基本計画(素案)審議		
8.17	【幹事会・策定委員会】後期基本計画の策定について（書面会議）		
8.20	【審　議　会】前期基本計画検証、後期基本計画(素案)審議		
9.4	○総合計画・総合戦略シンポジウム、ワークショップ　開催		
9.30	【常任委員会】前期基本計画検証・後期基本計画(素案)審議状況の中間報告		
10月	○パブリックコメント実施（１カ月程度）		
11.4		○市民意見交換会（えにあす）	
11.5		○市民意見交換会（恵み野会館）	
11.6		○市民意見交換会（島松公民館）	
12.17		※恵庭子ども未来議会の未来提言	

（続く）

区分	前期基本計画・第２次 実施計画　【検証】	後期基本計画 【策定】	第３次実施計画 【策定】
1.12 1.18		【幹　事　会】後期基本計画（案）・第３次実施計画（案）審議 【策定委員会】後期基本計画（案）・第３次実施計画（案）審議	
２月		【審　議　会】後期基本計画（案）・第３次実施計画（案）審議 【審　議　会】後期基本計画（案）答申	
３月		【常任委員会】後期基本計画（案）・第３次実施計画（案）最終報告 ○後期基本計画　示達	